

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面 69

(被害について)

2019（令和元）年11月29日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井



弁護士 東 島 浩



弁護士 植 島 敏



外

第1 はじめに

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求控訴事件（仙台高裁平成29年（ネ）第373号）では、2019（令和元）年5月27日、現地進行協議を行った。その現地進行協議は、福島原発事故後8年が経過し、かつ帰還困難区域以外の避難指示が解除されて1年以上が経過した時点での福島県浜通りの原発事故の被害実態及び復旧等の進行の有無・程度等を実際に見聞する目的で行われた。

その現地進行協議では、第1に、避難指示が解除された旧「居住制限地域」の住民1名（浪江町）、避難指示が継続している帰還困難区域の住民1名（富岡町）、帰還困難区域との境界付近（「居住制限区域」）の住民1名（富岡町）の各自宅及びその周辺を見聞した。その中で、福島第一原発事故から8年以上が経過した時点でも続く、原発事故により住民らが被った甚大な被害、取り返しのつかない被害の実態の一端が明らかとなつた。

また、同現地進行協議では、復旧または復興が進んでいるとして同訴訟の一審被告側が申請した施設（「ふたば医療センター附属病院」「さくらモールとみおか」「富岡小中学校」）の見聞をした。避難指示が解除されても、医療・教育・商業施設などのインフラは住民が帰還し安心して生活するための重要な要素である。原発事故により放出された放射能に対する不安から帰還しないもしくは帰還できない元住民（特に子どもを持つ家族）が相当の割合でいることは準備書面64においても詳述したところである。帰還する住民が少ないため、医療・教育・商業施設などの社会インフラの帰還や新進出が躊躇されたり、または帰還しないという傾向となるのは当然である。そして、そのために住民がますます帰還しないという悪循環に陥っている。

そこで、本書面では、現地進行協議の結果から、第1に、いまだに続く原発被害の実態を住民自宅周辺の現地見分を通じて明らかとし、第2に、医療面、学校教育面、商業施設の利便性等の各方面において復旧ま

たは復興の進行が極めて不十分であるため住民帰還につながっていないことを明らかとする。

第2 居住制限区域の住民の被害－浪江町立野の紺野重秋氏を例として一 (甲A491)

1 浪江町の概要

浪江町は福島県浜通り地方に属し、北に南相馬市、南に双葉町と接している。歴史的に塩製造業及び養蚕業が盛んであったであったが、第2次世界大戦後は、農業と漁業が産業の中心である。事故前の人口は2万人を超え、双葉郡内で最大であった。

浪江町は、町役場やJR浪江駅がある町内を中心に、西には津島・立野、東には請戸と東西に広がっている。

福島第一原発事故前、町内では、駅前商店街、新町通り、ショッピングセンター「サンプラザ」を中心に賑わいを見せていた。しかし、事故後は町役場に隣接する仮設のマルシェが開いて約10店舗が入っている他はコンビニが点在するだけで、事故前の賑わいとは程遠い。

浪江町の住民の帰還者は、2018年10月31日現在で事故前の人口の4.2%（853名）である。

2 立野地区の概要

立野地区は浪江町の中心部から西に車で10分程度の位置にある。兼業農家が多く、一部は酪農にも従事している。うち、紺野重秋氏の居住していた東畠集落は30戸からなるが、ほとんどが農業に従事している。

この地域の空間線量は、本件事故により年間20ミリシーベルトを超えるとされ、居住制限地域に指定された。2017年3月31日避難指示が解除されたが、東畠集落での帰還は4戸に留まっている。

事故前には毎年5月15日にはほとんどの水田に水が張られて田植えも済んでいたが、事故後である本年5月27日には紺野氏自宅前の水田には水も張られていない。作物を栽培しないにもかかわらず、田畠の雑草が刈り

取られている。これは農地が傷まないようにするための措置で、国から補助金が支払われている。

また、農地の周辺には白い壁で覆われた汚染土の仮置き場が設置され、放射線に汚染された土が生活の場の隣に大量に保管されている。

3 紺野重秋氏の自宅及び農地等の状況

(1) 紺野重秋氏の自宅は、浪江町立野地区に位置する。

現地進行協議時に同氏の自宅で測定した放射線量の測定結果は以下のとおりであった。

- ① 自宅玄関前 $0.287 \mu \text{Sv/h}$
- ② 自宅内の居間 $0.212 \mu \text{Sv/h}$
- ③ 自宅北側庭の中央地点 $0.429 \mu \text{Sv/h}$
- ④ 自宅北側庭の北にある森林及び竹林に挟まれた林道入口
 $1.138 \mu \text{Sv/h}$
- ⑤ 自宅前の畑内 $0.589 \mu \text{Sv/h}$

玄関前ですら国がいう年間 1mSv に相当する 0.23mSv/h を超え、国が屋外よりも相當に線量が減少するとする自宅居間においても 0.23mSv/h に極めて近い。自宅北側の畑に至っては年間 1mSv の 2 倍近く、自宅敷地から林道に入る入り口付近では年間 1mSv/h の約 5 倍となっている。高濃度の被ばくのおそれが依然残っている。

(2) 紺野氏自宅は、2007 年ころに同氏が約 1 億円かけて建築したものであり、隅の柱は 6 寸角のものを使用している。建物床面積は 300.59m^2 であり、1 階の間取りは、玄関、居間（吹抜け）、台所、家事室、土間、脱衣所、風呂、和室 3 室（8畳 × 3 室。うち 1 室は孫の遊び部屋兼客間、うち 1 室は仏間、うち 1 室は寝室）及び中庭がある。なお、和室のうちの一つは孫たちの遊び道具が置かれたままで、ビニール袋がかぶせられている。原発事故前は孫たちが遊びに来て使っていたが、事故後に孫が紺野氏の家に来て使うことはない。

1階には中庭が設けられており、石灯籠がおかれ竹が植えられていたが、震災で石灯籠は倒れ、竹は伐採されている。

2階は、紺野氏の息子の寝室として使っていた部屋、及び和室2室（8畳、6畳）がある。

また、自宅北側には紺野氏自らが段々に積み立てた石段があり、その石段に囲まれた砂利式の庭がある。

(3) 紺野氏が現在暮らす復興住宅は、自宅の2部屋に自宅台所とは比べ物にならない狭さの台所を足した程度の広さしかない。

(4) 紺野氏は自宅南側に合計10,000m²以上の田を所有している（毎年2,000kgほどの収穫あり）が、現在作付けを行っていない。補償金を受け取って草を刈り、耕しているのみである。

4 紺野氏の自動車修理工場の状況

紺野氏自宅から自動車で10分程度のところで、同氏は自動車修理工場を営んでいた（長男・四男も同仕事に従事）。当然、紺野氏の後は子どもが継いでいたはずである。現在は、同自動車修理工場は全く使われておらず、機材等もそのまま置かれた状態である。

5 紺野氏の生活状況及び帰還できない思い

紺野氏は、事故によって、生活のすべてを失った（自動車修理の仕事、農業、自宅、孫との地元での交流、地元での濃密な人間関係等）。

紺野氏は帰還できない。浪江町に1,000人程度しか帰還できない状態では自動車修理工場の仕事が成り立たないからである。1,000人程度が帰還していても、食堂はあっても食材を売る店がなく、生活のインフラが全く整っていない。東畑集落30戸のうち戻っているのは4戸に過ぎない。

6 まとめ

居住制限地域に居住していた紺野氏の被害は甚大なものであり、人間としての生活全般にわたるものである。自動車修理工場という職業の基盤、農業・農作物、広々とした自宅、多くの家族との生活、孫との交流、近所の人々との広い交流など精神的豊かさを感じるものも含めて失っている。

避難指示が解除されても、経済的基盤が失われて収入の見込みも立たない、帰還したからといって幼い孫との交流もできない、他の人々との交流の回復もない元の住居に戻ることができるのは当然である。同じ浪江町の中にもいまだに避難指示が解除されない地域（津島地区など）が多く存在し、地域の再生に極めて大きな困難を抱える浪江町では特にそうである。もちろん、浪江町では、現在、医療・スーパーマーケット等の商業施設のインフラも整備されているとはいえない。

帰還できないほどの全面的被害は、紺野氏だけに特有というものではなく、居住制限地域の住民の多くに共通するものである。

第3 帰還困難区域の住民の被害

－富岡町夜の森地区の深谷敬子氏を例として－

(深谷敬子意見陳述書、甲A490、甲A492)

1 富岡町の概要

同町は、浜通りの中央に位置し、2011年3月時点での人口は15,830人（世帯数6,302世帯）であったが、2019年4月1日現在で住民登録10,396人、うち町内居住者922名（帰還率5.82%）と減少している。

富岡町の大部分が福島第一原発から10km圏内にあり、事故後、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が存在することとなった。

2 同町夜の森地区の概要

同地域の、夜の森駅のホーム両側に植えた約6,000株のつつじ、夜の森の桜並木は福島県を代表する観光名所である。しかし、つつじは現在ではほとんどが伐採され、桜並木も居住制限区域と帰還困難区域に分かれ、観光客が集まることもなくなっている状況である。

3 深谷敬子氏の自宅は、双葉郡富岡町夜の森地区にあり、福島第一原発から20km圏内にある。深谷氏の自宅付近は、現在も帰還困難区域に指定されたままである。

4 本件自宅周辺の状況

深谷氏の自宅を挟んで向かい側には同氏の夫の生家があり、北東 50mには同氏所有の畠（1,310 m²）がある。

5 本件自宅について

- (1) 本件自宅の外壁には「美容カット」、同敷地入り口付近には「サンモード美容室」という看板が掲げられていた。自宅敷地北東に美容室「サンモード」の建物がある。
- (2) 深谷氏の自宅は同敷地の西側にあり、昭和 45 年に新築、同 55 年に増築された。自宅は 8LDK の間取りである。

同氏は、結婚後東京に住んでいたが、田舎でのんびり暮らすことで夫の実家のある富岡町に引越し、自宅を新築したものである。さらに昭和 55 年に増築したのは、みんなで集まった時にゆったりと過ごせるようにということでしたものである。

なお、同氏は夫を亡くし、原発事故当時は自宅で一人暮らしをしていた（息子 2 人は独立）。

- (3) 現地進行協議の中での自宅の屋内外での放射線の線量
庭先 = 2.414 μSv/h、玄関先 = 1.941 μSv/h
リビングダイニングキッチン = 0.538 μSv/h

国が年間 1mSv に相当するという 0.23mSv/h と比べ、庭先で約 10.5 倍、玄関先で約 8.4 倍、リビングダイニングキッチンで約 2.3 倍もの放射線量である。

(4) 自宅内部

① 居間

10畳程度の広さである。獣が荒らした跡があり、クッション等が破られて散乱している。

② リビングダイニングキッチン・ウッドデッキ

リビングダイニングキッチンは 28 畳程度の広さである。家族等と向きあえる対面式のキッチンである。だが、現在では至る所に動物の

糞や毛が落ちており、人や動物が荒らした形跡がある。家財道具はもはや使用できる状態ではない。ここにはカラオケ等があつて友人が集まって楽しみ、友人等も喜んでくれていた。リビングダイニングキッチンの東側にウッドデッキが設置されているが、見分当日は植物が生い茂り壊れてしまっていた。ウッドデッキではもともと焼き肉をしたり、夜にビールを飲んだりしていた。

③ 6畳2間の部屋、廊下、家庭菜園

仏間の奥にあった重厚な仏壇が知らないうちに何者かによってこの和室（合計12畳）に移動されている。その和室にあった本棚は倒れ、工具箱等が誰かによって置かれている。

家庭菜園ではもともと無農薬で野菜等を作り、深谷氏は収穫して自分で料理したり、客や実家等に譲ったりしていた。同氏にとって人の交流も含め貴重なものだった。現在笹が生い茂り、家庭菜園は跡形もなくなっている。

④ 仏間

重厚な仏壇を置いていたが、何者かによって仏壇が移動させられ、その棚という棚は引き出されて、散乱している。仏間の奥にはイノシシが巣を作ったような跡が残っている。

⑤ 仏間東側の箪笥部屋

同氏がその母から貰った箪笥があるが、避難中に泥棒が入り、箪笥内から借用証、金庫内から現金等が持ち出された。

⑥ 洗面所、トイレ、ふろ及び土間

現在、洗面所の天井は抜け落ち、土間には物が散乱している。土間の天井は備長炭を練りこんだもので漬物等を作る部屋だった。同氏が気に入っていた場所だが、荒れ果て、同氏はがっくりしている。

6 美容室及びその周辺

- (1) 美容室を入ってすぐにレジカウンタ、東側にシャンプー台（1台）、カット台が並んでいた。西側には販売用の洋服の展示スペースがあり、

客らとお茶を飲むためのテーブルとソファがあった。

- (2) 現在美容室だった建物は屋根が抜け落ち、壁も崩れ、落ちた瓦や天井材や床を突き破って生えた草でめちゃくちゃになり、もはや建物の体をなしていない。美容室内の機材等は使用不能である。

事故時に一人暮らしとなっていた同氏にとって、自営している美容室は生きがいだった。しかるに、美容室の機材等の弁償はたった35万円であった。

7 本件事故後の深谷氏の生活

同氏は、本件事故後の避難指示により避難を開始、大熊小学校、田村市体育館等を転々とし、事故から4年以上経過した時に郡山市の復興公営住宅に入居し、現在に至っている。復興公営住宅は、従前の富岡町の自宅に比べれば、はるかに劣る。

また、同氏は、事故により、富岡町当時の親しい友人等とも離れ離れとなり、同復興住宅には前からの知り合いは一人もいない。新しい人間関係を作ろうにも老齢のため難しく、富岡町での自由で楽しいことがたくさんあった生活はなくなってしまった。

8 深谷氏の思い

原発事故で避難するということは、家の中もめちゃくちゃとなり、泥棒被害、獣による被害その他、とても自分の一人の力でなんとかなるものでもないし、帰りたくても帰れない。夢が詰まり生きがいとしていた美容師の仕事も、人間関係も、楽しく暮らすための住居も、40年かけて積み上げてきた生活の基盤をすべて失った。

同氏は80歳まで働きたいと思って60歳の時に店を建てた。寂しくないようにという気持ちであった。しかし、ここで働いたのは7年で、事故にあって避難せざるを得なくなった。いっぱい夢も希望も詰まっていたが、今は何も残っていない。今は郡山市内の復興住宅で一人で暮らしていて、同氏は、“私の老後は何なんだ、原発さえなければ富岡町で働いて自宅に住んでいた、75歳で今更やり直しもきかない、とても帰還できない”との思

いでいる。

9　まとめ

原発事故による深谷敬子氏の被害は、富岡町で約40年にわたって積み上げてきたものすべての喪失を伴うものであった。すなわち、美容師という仕事、その設備・得意先等の基盤、自慢の住居、友人・家族・顧客等との濃密な人間関係などのすべてである。同氏は、すべてを67歳にて失った。事故後、転々とする劣悪な状況を経て、今は復興公営住宅に居住しているが、住環境は従前とは比べ物にならないほど劣っており、仕事も失い、知り合いもおらず、濃密な人間関係もないままの生活である。いまだに元の住所は帰還困難区域であり、戻りたくても戻れない。また、自宅は泥棒・獣に徹底的に荒らされ、見る影もない。

例え自分ひとり戻っても何もできないし、75歳ではやり直せない。

これは、帰還困難区域の住民の中で深谷氏特有のものではない。農業・自営業・はたまた会社員であろうと、職業をもって長年その地域で暮らし、濃密な人間関係を作ってきた者、なかんずく年配者に共通する損害であり、避難を伴う原発事故による被害の本質的共通性を表す損害である。

第4　帰還困難区域と避難解除区域の境界付近の住民の被害

—富岡町夜の森地区の澤内桂子氏を例として—

(甲 A492)

1　富岡町及び夜の森地区の概要は、上記第3の1・2記載のとおりである。夜の森地区の間を帰還困難地区と居住制限地区の境界線が走り、澤内桂子氏の場合、同じ夜の森地区ながら、自宅は居住制限区域内、生家は帰還困難区域内にある。

2　澤内氏の生家及び自宅の状況等

同氏の生家及び自宅は、福島第一原発から直線で南西に7km、7.5kmの位置にある。事故後、避難指示の対象となり、警戒区域、さらに2013年3月25日からは生家（同町夜の森北1丁目）は帰還困難区域に、自宅（夜の

森南4丁目)は居住制限区域に指定された。2017年4月1日に自宅地域は避難指示が解除されたが、生家は依然避難指示が解除されていない。

3 同氏の生活状況

(1) 同氏の生家は、実父・実兄が和菓子店を営んでおり、澤内氏は事故前、週に1度程度野菜を持って訪問し、そのことを実父などは楽しんでいた。また、生家は約15年前に建て替えたばかりのこだわりを持った家だったが、本件事故後手入れができないため天井が抜け落ちるなどし、取り壊しを決意せざるを得なかった。もちろん、帰還困難区域であり、いまでも帰還することはできない。生家周辺には常に利用していた美容室、ケーキ屋、家族ぐるみの親友の家などがあったが、帰還困難区域のため、帰還しないとの決意を聞いたり、どこにいるかわからず没交渉となったりしている。

夜の森の中で帰還困難区域になっている地区に澤内氏のピアノ教室の生徒自宅が多数ある。その生徒らは当然帰還しておらず、自宅も取り壊されたものもある。

澤内氏が買い物をしていたスーパー等も帰還困難区域内にある。

(2) 自宅にほど近い居住制限区域内には同人が通っていた富岡第二中学校があるが、同校舎は閉鎖されたままである。

澤内氏の実親、養親、夫の墓は夜の森共同墓地というところにあった(居住制限区域内)。澤内氏は養親及び夫の墓を2015年に高崎市に移した。

(3) 澤内氏の自宅の状況等

1,489m²の敷地に同氏の自宅建物と倉庫が建っていた。自宅建物は木造1階建で母屋部分(床面積98.34m²、築66年)と附属建物(ピアノ教室)から成っていた。附属建物は昭和48年に養親が澤内氏がいずれピアノ教室を開けるようにと作ってくれたものであった。

自宅建物の裏の庭は全面を畠としていた。3分の2を自己菜園とし、3分の1を近隣住民に貸していた。澤内氏は胡瓜、なす、キャベ

ツなど 10 種類ほどの野菜等を作っていた。

原発事故当時、庭の 3 分の 1 を使って子どもが二世帯住宅を建築する計画を立て、設計図が完成していた。

しかし、原発事故によってその計画はとん挫した。

なお、原発事故後、手入れする者もいないまま 5 年以上放置され、自宅内には侵入した獣のふんなどが散乱し、窃盗被害にもあったため荒れ放題となった。そのため、澤内氏は、2017 年 8 月に自宅建物を解体し、愛用していたピアノも処分した。澤内氏は自宅解体に立ち会わなかった。その理由は「自分の今までの人生が全部なくなってしまうのかと思うと…」といったたまれないつらい心情のためであった。

4 澤内氏の事故後の生活状況

澤内氏は自宅から避難していたところ、2014 年に子の就職の都合で子の家族とともに高崎市内に新居を建てた。その後子ども夫婦に子ども 2 人が誕生し、家族 5 人で生活している。

同氏は、夜の森に帰還できないという。その理由として、「子や孫と一緒に帰ろうとはいえません。放射線が子どもの体にどのような影響があるかわからない。」「近隣医療機関も不十分で不安です」と述べている。

また、同氏は「自分の体を作っているのが夜の森。人とのつながりも事故前の夜の森にいる限りあっただろう。そのつながりが事故によってすべて断ち切られた。決して癒されることはない。受け入れられないのが現実です」と述べている。

5 まとめ

澤内氏は、帰還困難区域と居住制限区域の境界近くに居住しており、自宅が居住制限区域であっても、帰還困難区域の中に、親戚、仕事（ピアノ教室）の生徒等、親しい友人等が多く住んでいた（地域的・人的つながりとしての一体性）。また、帰還困難区域に近接していることから、放射線量も高いことが想定され、避難指示が解除されたとしても、放射線量に対する感受性が強い子どもを有する世帯を中心に帰還しないこととなること

も容易に想定される（後述するとおり、富岡町の小中学校の児童・生徒の在籍数は三春校を合わせても従来の3%未満に過ぎない）。

澤内氏は、仕事、人間関係、広大な自宅、帰還困難地域の中の生家及び生家との交流、人的つながり等すべてを失った。

人間がほとんど戻らない地元に帰還することはできないし、自宅敷地内に二世帯住宅を計画していた息子家族が他県で就職して自宅を建てたため、澤内氏も「戻れ」とは息子及びその家族に言えない。孫の放射線被ばくもとても心配であり、息子に戻ろうとは言えないものである。澤内氏は医療環境が不十分であることも帰還できない理由として語っており、圧倒的に医療機関及び人材が足りないことが帰還できないことの背景となっている。

これらの澤内氏の被害は、澤内氏特有のものではなく、帰還困難区域と地域的・一体性のある避難指示解除地域にも共通する被害であるといえる。

まさに、地域の濃密な人間関係の中で暮らしてきた者には当たり前の暮らしの重要な要素が抜けて、戻るに戻れないものである。

第5 福島県双葉郡における医療体制が整っていない医療の実態

－「ふたば医療センター附属病院」を巡って－

(甲A493)

1 福島第一原発事故による医療への影響

福島県双葉郡には、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村があり、福島第一原発は双葉郡大熊町と双葉町に跨って存在している。同原発事故直前の2011年3月1日現在で双葉郡の常勤医は39人いたが、2015年12月1日現在では1人にまで減少した。医療機関としても事故前は8つの病院が診療を行っていたが、2018年3月15日時点で2つの病院（広野町の高野病院、富岡町の双葉医療センター附属病院）が診療を行っているに過ぎない。うち、広野町の高野病院が唯一稼働し続けた医療機関である。

また、富岡町に限ってみても、事故前には病院 1、診療所 13、歯科診療所 6、薬局 6 であったが、事故後の平成 31 年 2 月時点では病院 1（「ふたば医療センター附属病院」のこと）、診療所 2 にとどまっている。

福島第一原発事故後、福島県は数次にわたって医療計画を立て、双葉郡における医療再生に向けて努力しているが、避難指示解除後も人材確保、帰還人口の予測が厳しい状況から医療機関の再開は容易ではなく、事故前に多かった民間病院の再開は厳しい現状にある。

2 「ふたば医療センター附属病院」

「ふたば医療センター附属病院」は、民間病院の再開が厳しい中、福島県が構想し、2018 年 4 月に富岡町内に開院した二次救急指定病院である。

同病院は、365 日 24 時間稼働する救急科と内科を擁し、中等症患者（一般病棟入院患者）に対する救急医療を担う二次救急指定病院である。

ベッド数は 30 床である。

同病院の基本的な考え方は、①住民が安心して帰還生活ができる、②復興事業従事者が安心して働く、③企業等が安心して進出できるという「3 つの安心」を図ることである。

3 医療と復旧・復興の条件との関係

しかしながら、地元住民が日常的に利用してきた病院・診療所の再開が困難であることに変わりない。

二次救急指定病院である「ふたば医療センター附属病院」の果たしうる役割は限定されたものである。現段階では、専ら廃炉や除染、汚染廃棄物運搬、土木作業等への従事者やそれら企業向けの医療機関となっている。

4 まとめ

双葉郡 6 町 2 村の中に新たに公的資金をつぎ込んで開設した「ふたば医療センター附属病院」を入れても 2 つの病院しかない。帰還住民が一次的にかかるであろう、かかりつけの民間医療機関が圧倒的に不足している。このような中では、安心した帰還には至らない。ふたば医療センター附属病院のある富岡町の澤内桂子氏も帰還しない理由の一つに医療体制が不十分である。

分であることを挙げているところである。

第6 教育面における復旧・復興の困難性－「富岡小中学校」を例として－

(甲A494)

- 1 原告らの準備書面 64において、福島第一原発事故による、一旦避難指示等が行われた地域の小中学校の児童生徒の減少、及び、回復がなされない状況について説明した。

本書面では、富岡小中学校を例にして、教育面での復旧・復興の困難性を説明する。

- 2 富岡小中学校の成り立ち

富岡町内には、事故前には小学校2校、中学校2校があった。2011年3月14日以降事故による町民避難のため、4校がいずれも臨時休校した。

同年9月1日、富岡小中学校・三春校が再開し、同時に4校は1校に集約された。2018年4月に富岡中学校校舎で富岡小中学校が再開された。もとの3校の校舎は閉鎖されたままである。

- 3 生徒数

事故前の2011年3月時点で、小中学校4校合計で1,478人の児童生徒が在籍していた。しかし、同年9月での三春校開校時には82名（約5%）に激減し、2019年度は、4校（三春校・富岡校）を合計して40人（もとの3%未満）となっている。

- 4 授業等の状況－少人数・複式授業の苦労－

小学校では、2学年ずつ（1・2年生、3・4年生、5・6年生）が1つの教室で1人の教諭によって異なる授業をするという複式授業をしている。中学校では、1年生で1学級、2・3年生で1学級として複式授業の教員配置となっているが、進学等で重要な時期であるため、1年、2年、3年との別教室で教員の配置を工夫しながら授業をしている。

1学年の人数が極端に少ないため複式授業となり、教員にとって「2年分の学習計画を立てるのは大変」な苦労があり、人数が極小のため「議論

したり、人の話を聞いて考えたりするのが難しい」とのことである。

事故前の富岡中学校は体育会系の部活が盛んで、2006年以降全国中学校バドミントン大会に毎年出場し、2011年の大会では優勝するほどの強豪校であった（桃田賢斗選手も同校の出身）。しかし、事故後の富岡校再開後は、部員3人の卓球部と部員1名の総合文化部、2019年度からの特別陸上部があるだけである。チームスポーツや演劇・合唱等の部活動ができない。

4 まとめ

子どもを含む世帯がなぜ戻らないか（帰還しないか）？

住民意向調査（甲A470）によれば、富岡町の住民のうち平成29年度で「戻っている」のは2.9%、「戻りたい」は11.1%、「戻りたいが戻れない」が20.2%、「判断がつかない」が17.7%、「戻らない」が46.8%である。世代別では、10代から40代では「戻っている」と「戻りたい」の合計が10%以下であるのに対し、50代以上では15%前後である。若い世代での帰還しない割合が高いのは放射線被ばくへの影響が子どもほど高いことが影響している。実際、帰還を判断するための必要条件として、上位は「道路・鉄道・病院などの社会的基盤」「どの程度の住民が戻るのか」「放射線量の低下の見通し、除染成果の状況」となっている。また、戻らない理由として「すでに生活基盤ができているから」「医療環境に不安があるから」「避難先の方が利便性がいいから」「原子力発電所の安全性に不安があるから」が40%超えている。

すると、住民の多くが戻ってこない地域で、学校以外のインフラも不十分で不安があり、放射能や原発への不安が残っているところに進んで帰ってくる若い世代は当然少ないといえよう。特に子どもにとっての避難していた5～8年間は成長の度合いの関係で子どもにとって余りにも長い期間であり、戻るに戻れないといってよいだろう。

富岡小中学校が、もともとの生徒数から見て約3.2%しか戻らない原因は上記のとおりであり、教育内容も少人数ゆえの複式学級の授業、部

活が活発化しないなどの状況であることから、放射能への不安が完全に払しょくし、他のインフラも整備されるなどの状況がよほど進まない限り、学校教育面での復旧はないと思われる。

第7 商業施設の現状ー「さくらモールとみおか」を例としてー（甲A495）

- 1 「さくらモールとみおか」は、2017（平成29）年3月30日に全面開業した、富岡町が整備を進めた公設民営型複合商業施設である。同年4月に同町の避難指示が一部解除されるに先立ち、復興の後押しとの期待で開設された。
- 2 「さくらモールとみおか」はJR富岡駅から徒歩10分程度の距離、国道6号線沿いにある。そして、その中に、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターと、フードコート形式で飲食スペースを共用する飲食店が3店舗ある。営業時間は午前9時ころから午前11時に開店し、夜の19時には閉店している。
- 3 特に飲食店の3店舗はさらに営業時間が短く15時には閉店しており、さらにうち2店舗は日曜日を定休日としている。
通常フードコートが混雑するのは、家族連れなどで賑わう土日であるが、日曜日に営業している飲食店が1店舗で、かつほかの曜日も含め15時に閉まってしまうのであり、家族連れてフードコートを訪れるることはほとんど期待できない。
実際、「さくらモールとみおか」の繁忙時間は平日のランチタイムであり、作業服姿の来客が大半である。実際の現地進行協議で見分していた2019年5月27日午後0時10分ころにも作業服姿の者が続々と来店した。それに対して、午後1時過ぎには閑散となる。結局、フードコートは地元の人のニーズというより作業員らのニーズに合わせたものである。
- 4 「さくらモールとみおか」は、近隣に大型商業施設がなかった富岡町及び周辺自治体住民にとって、いわき市などへ出かけなくとも、食品・日用品などの日常的なニーズに応える施設ということはできる。

しかしながら、原状回復・帰還の後押しという意味での役割の観点からは、限定期的なものとならざるを得ない。

同モールの周辺には営業もせず、建物の取り壊しを行われないまま放置されている飲食店や回転寿司店、娯楽施設が目につく。「さくらモールとみおか」は行政（富岡町）が土地建物の購入費等を支出して開設までこぎつけたものであり、他方で、自主的な民間事業の進出がなかなか進まない近隣状況とのギャップが著しく、復旧・復興の難しさを表している。

第8　まとめ

以上、第2ないし第7より、原発事故による避難指示により数年にわたって避難をした場合には、元の生活全般にわたる破壊（職業・資産・収入・家族との生活・近隣との濃密な交流・文化の破壊）を受け、すべてを喪失することがわかる。そして、それは事故後8年経っても回復しない。避難せざるを得なかった被害者が失ったものは何世代にもわたって築かれてきたものであることが多いが、当該被害者一世代に限っても、数十年かけて積み上げてきたものを一挙に失うものであった。

帰還困難地域に居住していた者はもちろん、避難指示が解除された者にとっても、すべてを失ったのは同じことである。仕事・収入の喪失、放射線量の不安、帰還が進まない中、小さい子どもや孫らとの交流もできなくなる中でいまさら戻ることはできないと選択するのは極めて合理的だからである。数十年にわたって積み上げてきたものを一挙に失うことの喪失感は察するに余りあるし、年齢によってはいまさら取り戻すことはできない（回復不可能）と考えることも当たり前である。これらの被害は避難指示を受けた者らに通有する被害というべきであり、癒えない被害である。本件現地進行協議では、健康被害の実態についての話はほとんどなかったが、孫らが戻らないのは健康被害へのおそれを抱いているからと推察することは十分可能である。

これらの地域的に広範囲で長期間にわたる（世代間にわたる）取り返し

のつかない被害は原発の過酷事故に通有するものであり、玄海原発において事故が起きた場合にも同じである。原発の安全性の審査の基準もこの甚大な被害を起こすことを念頭に厳しく判断されなければならないのである。

他方、復旧・復興が呼ばれているけれども、その基礎的条件である医療・教育・商業施設等の復旧・復興は遅々として進まず、帰還を促進するほど進んでいるわけではない。いわゆる「年間 20mSv 受忍」論「風評被害」論をベースに「人間なき」復旧・復興を図っても、放射能に対する不安があり、子どもらが戻ってこない町に戻るのは少人数である。復旧・復興にはなっていないのが現状である。

以上